

令和2年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和2年9月18日（金曜日）

議事日程第5号

令和2年9月18日（金曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第165号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 認定第1号 令和元年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第5. 認定第2号 令和元年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第6. 認定第3号 令和元年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7. 認定第4号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第8. 認定第5号 令和元年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第9. 認定第6号 令和元年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第10. 認定第7号 令和元年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第11. 認定第8号 令和元年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第12. 認定第9号 令和元年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13. 認定第10号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14. 認定第11号 令和元年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

第15. 認定第12号 令和元年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第16. 認定第13号 令和元年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第17. 認定第14号 令和元年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第18. 認定第15号 令和元年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

第19. 認定第16号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

第20. 議案第141号 由利本荘市中小企業金融支援基金条例の制定について

- 第21. 議案第142号 由利本荘市あゆの森公園条例の制定について
- 第22. 議案第143号 由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第144号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第145号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第146号 由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第147号 由利本荘市地場産業振興施設条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第148号 由利本荘市花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第150号 物品（除雪ドーザ）購入契約の締結について
- 第29. 議案第151号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第30. 議案第152号 由利本荘市道路線の認定について
- 第31. 議案第154号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）
- 第32. 議案第155号 令和2年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第33. 議案第156号 令和2年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）
- 第34. 議案第157号 令和2年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）
- 第35. 議案第158号 令和2年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第36. 議案第159号 令和2年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第37. 議案第160号 令和2年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）
- 第38. 議案第161号 令和2年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39. 議案第162号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第40. 議案第163号 令和2年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第2号）
- 第41. 議案第164号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第14号）
- 第42. 議案第165号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第15号）
- 第43. 請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
- 第44. 請願第2号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての請願
- 第45. 陳情第5号 由利本荘市と認定NPO法人芸術と遊び創造協会（東京おもちゃ美術館）との連携協定再締結を求める陳情
- 第46. 陳情第6号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての陳情
- 第47. 継続審査について  
議員発案第4号 由利本荘市風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定について
- 第48. 継続審査について  
継続審査中の陳情第2号 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例

制定に反対する意見書提出についての陳情

第49. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第5号

1件

第50. 議員発案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第51. 第三セクターに係る調査特別委員会の中間報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1から第51までは議事日程第5号のとおり

第52. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第3号及び委員会発案第4号

2件

第53. 委員会発案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

第54. 委員会発案第4号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出について

---

出席議員（24人）

1番 阿部十全	2番 岡見善人	3番 正木修一
5番 今野英元	6番 佐々木隆一	8番 佐々木茂
9番 三浦晃	10番 高野吉孝	11番 佐藤義之
12番 小松浩一	13番 伊藤順男	14番 長沼久利
15番 吉田朋子	16番 佐藤健司	17番 佐々木慶治
18番 渡部功	19番 大関嘉一	20番 佐藤勇
21番 湊貴信	22番 伊藤文治	23番 高橋和子
24番 高橋信雄	25番 渡部聖一	26番 三浦秀雄

---

欠席議員（1人）

4番 伊藤岩夫

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	阿部太津夫
副市長	九嶋敏明	監査委員	鈴木祐悦
教育長	秋山正毅	企業管理者	藤原秀一
総務部長	小川裕之	企画調整部長	三森隆
市民生活部長	茂木鉄也	健康福祉部長	池田克子
農林水産部長	保科政幸	商工観光部長	畑中功
建設部長	須藤浩和	教育次長	武田公明
消防長	佐藤剛		

---

議会事務局職員出席者

局長 佐々木弘喜 次長 阿部徹

---

書 記 高 橋 清 樹 書 記 古 戸 利 幸  
書 記 松 山 直 也 書 記 成 田 透

---

午前10時00分 開 議

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

4番伊藤岩夫君より欠席の届出があります。

本日の出席議員は、24名であります。出席議員は定足数に達しております。

議事に入ります前に、9月16日、本県出身の菅義偉氏が、第99代内閣総理大臣に就任されました。市議会を代表し、心からお祝い申し上げますとともに、国民一人一人が安全で、安心して暮らせる社会を目指し、地方の活性化、少子高齢化等の諸課題解決に向け、御尽力いただけますよう、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

この際、御報告申し上げます。

去る9月4日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に、23番高橋和子さん、副委員長に、13番伊藤順男君が選出されております。

また、9月4日付で、4番伊藤岩夫君より、建設常任委員会副委員長の辞任願が提出され、副委員長の辞任が許可されております。

これにより、空席となりました副委員長の互選が行われた結果、2番岡見善人君が選出されました。

以上で、御報告を終わります。

---

○議長（三浦秀雄君） この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。

本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第165号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第165号一般会計補正予算（第15号）であります。これは9月4日の大雨により発生した、農地、農業用施設、林道、道路、河川の災害復旧関連経費の追加であり、この財源といたしましては、国庫支出金や地方債を増額するとともに一般財源分を普通交付税などで対応し、7,730万円を追加、補正後の予算総額を577億5,521万1,000円にしようとするものであります。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第165号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

午前10時05分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第165号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

.....

午前10時59分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、これより、認定第1号から認定第16号までの16件、議案第141号から議案第148号まで、議案第150号から議案第152号まで、議案第154号から議案第165号までの23件、議員発案第4号並びに請願第1号、請願第2号の2件、陳情第5号、陳情第6号及び継続審査中の陳情第2号の3件の計45件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【決算審査特別委員長（高橋和子君）登壇】

○決算審査特別委員長（高橋和子君） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当特別委員会に審査付託されました令和元年度決算認定に係る案件は、一般会計決算及び特別会計決算13件、事業会計決算2件の計16件であります。

当特別委員会は、各常任委員会をそれぞれ分科会として所管ごとに審査した後、去る9月15日に開催された決算審査特別委員会において、各分科会主査報告を受け、委員会

の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査過程での概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は前年度比5.1%減の481億2,011万7,000円、これに対し歳出決算額は4.8%減の461億3,878万2,000円であり、これによる歳入歳出差引額は19億8,133万5,000円あります。

これから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、16億2,376万3,000円の黒字となっております。

また、基金への積立てを加えた実質単年度収支においては、2億5,278万5,000円余りの赤字となっております。

歳入の主な概要につきましては、市税、財産収入及び繰越金などの自主財源が28.9%、地方交付税、国・県支出金及び市債などの依存財源が71.1%の構成比となっております。

自主財源の根幹であります市税は82億6,383万7,000円で、前年度より3.7%増となり、歳入全体に占める割合は17.1%あります。

なお、収入率は、現年度分、滞納繰越分合わせて96.9%で、前年度より0.2ポイント増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は181億2,981万7,000円で、前年度より5億4,629万4,000円の減となっており、歳入全体では37.7%を占めております。

次に、歳出ですが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また、9月15日の主査報告において報告されたとおりであります。

なお、一般会計における年度末の市債現在高は690億4万2,000円であり、前年度末と比較し16億339万2,000円、率にしておよそ2.3%の減となっております。

以上、御報告申し上げます令和元年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第14号までの13件の各特別会計並びに認定第15号、認定第16号の2件の事業会計の計15件の決算につきましては、いずれも適正に予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、第1分科会及び第2分科会での審査において、市税及び国民健康保険税の収入率が合併以後の最高値を更新し、また、市税中、個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税の合計収入率が県内13市中、1位になったことなどについて、関係職員の努力に敬意を表するとともに、継続して取り組んでいただくよう希望するとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、全国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症については、いまだ事態の終息が見えない状況であり、地域経済にも大きな影響が及ぶことが予想されます。

こうした中において、市民の安心・安全な生活を守るため、将来を見据えた効果的かつ効率的な行財政運営により一層の努力を傾注されますことをお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について、御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例関係2件、計画の変更1件、補正予算4件、請願1件の計8件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第143号特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするもので、同感染症が指定感染症として施行された、本年2月1日に遡って適用しようとするものであります。

次に、議案第144号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、東由利地域に1か所、鳥海地域に2か所、新たに移動通信用鉄塔施設の基地局を整備するに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

これら2件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第151号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。これは、ケーブルテレビ放送のための拠点間R F伝送設備の更新事業を、当該計画に新たに追加するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第154号一般会計補正予算（第13号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款から21款、歳出2款、9款及び12款並びに債務負担行為、地方債であります。

まず、歳入においては、14款国庫支出金では、新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金11億4,650万4,000円の措置、15款県支出金では、地籍調査事業費補助金の減額、16款財産収入では、土地売払収入の増額、17款寄附金では、本市で初となる企業版ふるさと納税寄附金の措置、18款繰入金では、財政調整基金繰入金の減額及び減債基金繰入金の増額、19款繰越金では、前年度繰越金の増額、20款諸収入では、消防団員安全装備品整備等助成金の措置、21款市債では、発行可能額の確定による臨時財政対策債の増額及び充当事業の中止による地域づくり推進事業債の減額であります。

次に、歳出においては、まず、新型コロナウイルス感染症対策として、2款総務費では、職員のテレワークやテレビ会議を実現するための職員コミュニケーション基盤構築に係る、端末の導入及び無線環境整備に要する経費と、その運用サポートに要する経費の追加、市が所有する矢島駅舎及び西目駅舎の空調・換気設備等の改修に要する経費の追加、所管の各種事業中止に伴う関連経費の減額、9款消防費では、感染症患者搬送の際に、職員が感染することを防ぐための資機材の購入に要する経費の追加が主なものであります。

これ以外では、2款総務費で、歳入15款で触れました地籍調査事業費補助金の減に伴う当該事業の見直しによる減額、矢島総合支所庁舎の屋根・雨どい修繕に要する経費の追加が主なものであり、12款公債費では、地方債の繰上償還に係る償還元金を追加しようとするものであります。

なお、職員コミュニケーション基盤の運用サポートについては、令和3年度から7年度までの5か年にわたる長期契約を締結するため、債務負担行為を新たに追加し、また、地方債では、新ごみ処理施設整備事業を、起債限度額5,080万円を新たに追加し、臨時財政対策債ほか2件について、起債限度額を変更しようとするものであります。

このたびの、矢島総合支所庁舎の屋根・雨どい修繕は、平成27年の庁舎建設時には、屋根から落雪を促す方針だったものを変更し、屋根に雪止めを新たに設置し、落雪を防止する内容であります。このことから、当委員会では現地調査を実施し、現庁舎建設時の地元協議の概要も確認しながら、施工方法等について、詳細に説明を受けてまいりましたので、御報告申し上げます。

方針を変更することについて、委員より、積雪荷重や雪下ろし作業への対応は十分かとの質問がありましたが、当局からは、荷重は設計上十分と考えており、雪下ろしは、必要に応じて適切に実施していくとの回答がありました。

また、委員より、雪下ろし作業の際には安全対策を十分に行い、来庁者出入り口の冬期間の安全を確保していただきたいとの声がありましたことも申し添えます。

次に、議案第158号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。歳出では、取材用ハンディカメラ借上げ料及び消費税を増額し、その財源としては、前年度繰越金で対応し、歳入歳出それぞれ49万6,000円を増額、補正後の予算総額を4億9,451万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第164号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、18款、19款及び21款、歳出2款及び13款並びに地方債であります。

まず、歳入においては、14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億5,657万円の追加、18款繰入金では、財政調整基金繰入金の増額、19款繰越金では、前年度繰越金の増額、21款市債では、光ファイバ整備事業債の措置であります。

歳出においては、2款総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として、NTT東日本が、本荘地域石沢・松ヶ崎地区及び大内・東由利地域で実施する光ファイバ整備への補助金並びに由利高原鉄道や路線バス事業者が実施する感染防止対策への補助金を措置しようとするものであり、これ以外では、岩城総合支所庁舎屋根の防水修繕費を追加し、また、13款予備費では、残額の減少に伴い、5,000万円を増額しようとするものであります。

また、地方債では、光ファイバ整備事業を起債限度額3億6,340万円、清掃施設災害復旧事業を起債限度額700万円を新たに追加し、また、公共土木施設災害復旧事業債ほか1件について、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、本日、当常任委員会に審査付託されました、議案第165号一般会計補正予算（第15号）、歳入10款地方交付税及び19款繰越金についてであります。これは歳出各

款に係る一般財源分として、10款では普通交付税を1,722万8,000円、19款では前年度繰越金を106万2,000円、それぞれ増額しようとするものであります。

また、地方債では、林道災害復旧事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の起債限度額を、それぞれ変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました、4件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願であります。これは、地方一般財源総額及び社会保障予算の確保、また、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能の強化などについて、国に対して意見書の提出を求める請願であります。慎重に審査した結果、願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、条例関係3件、補正予算案6件、議員発案1件、陳情1件及び継続審査中の陳情1件の計12件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第142号あゆの森公園条例の制定についてであります。これは、鳥海山木のおもちゃ美術館と一体となり、森林に親しみ、憩い、森林・林業に対する理解を深める場を提供するために設置する、あゆの森公園の管理及び運営について必要な事項を定めるため、施行日を令和2年10月1日として条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第145号手数料条例の一部を改正する条例案であります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードの発行が廃止されることから、通知カード再交付手数料を削除するものであり、施行日を公布の日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第146号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。これは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等と保育施設等との連携の要件を緩和するため、施行日を公布の日として条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました、3件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第154号一般会計補正予算（第13号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款から15款、18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、7款及び10款並びに継続費4款であります。

歳入の主なものでありますが、12款分担金及び負担金では、母子保健衛生費負担金の追加、13款使用料及び手数料では、軽度生活支援サービス手数料の追加であります。

14款国庫支出金では、小中学校における学校保健特別対策事業費補助金の追加、15款県支出金では、地域医療介護総合確保基金事業交付金の追加であります。

18款繰入金では、平井信義教育基金繰入金の減額、20款諸収入では、各種行事等の中止に伴う雑入の減額、21款市債では、新ごみ処理施設整備事業債の追加であります。

歳出についてであります。事業費の確定や実績見込みによる各事業費の補正、また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった行事等の事業費の補正以外の主なものとして、2款総務費では、法改正に伴う戸籍・住民基本台帳システムの改修に係る委託料の追加、3款民生費では、地域密着型介護施設の開設準備経費に対する補助金の追加であります。

4款衛生費では、新ごみ処理施設の建設予定地に係る造成実施設計、アクセス道路測量及び立木補償調査等の委託料の追加、7款商工費では、消費者行政協議会研修会の中止等による、消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費では、主に新型コロナウイルス感染症の予防に伴うものでありますが、各小中学校及び体育施設におけるトイレの洋式化に係る経費の追加のほか、矢島小学校及び中学校10校の普通教室への空調設置に係る経費並びに就学援助申請の手續改善に係るシステム導入経費の追加であります。

継続費では、4款衛生費において、新ごみ処理施設整備事業における全体造成実施設計に係る年割額として、令和2年度600万円、令和3年度5,400万円、総額6,000万円を設定しようとするものであります。

なお、新ごみ処理施設整備事業については、委員より、これまで関係町内会等への説明会を実施し、地域住民からは一定程度の理解を得たものとして進められているが、さらに詳しい説明を求める声もあることから、今後も丁寧かつ十分な説明を行い、地域住民の懸念や不安の軽減に努められたいとの発言がありましたことを申し添えます。

次に、議案第155号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険税の減免に伴うものであり、歳入では、保険給付費等交付金の追加、歳出では、一般被保険者保険税還付金の追加で、歳入歳出それぞれ1,911万6,000円を追加し、総額を90億8,151万円にしようとするものであります。

次に、議案第156号診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、診療収入及び医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金の追加、歳出では、鳥海地域3診療所に係る運営費の追加であり、歳入歳出それぞれ403万5,000円を追加し、総額を2億1,317万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第157号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では休日診療収入及び一般会計繰入金の減額、歳出では休日診療所運営費の減額であり、歳入歳出それぞれ352万3,000円を減額し、総額を1,000万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第159号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入において、鳥寿苑財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の追加、歳出では、鳥寿苑一般管理費

及び予備費の追加であり、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、総額を5,286万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第164号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款、15款、20款及び21款、歳出では、4款、10款及び11款であります。

歳入についてであります。14款国庫支出金では、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の追加、15款県支出金では、帰国者・接触者外来設置運営事業費補助金の追加であります。

20款諸収入では、帰国者・接触者外来診療収入の追加、21款市債では、清掃施設災害復旧事業債の追加であります。

歳出の主なものについてであります。4款衛生費では、帰国者・接触者外来の設置期間延長に伴う運営事業費の追加のほか、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を回避し、医療現場の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種の助成対象者拡大に伴う経費を追加するものであります。

10款教育費では、新山小学校の中庭整地に係る工事請負費の追加及び小中学校修学旅行の3密対策として、移動バスの増台等に係る経費の追加、11款災害復旧費では、7月27日から的大雨被害に伴う本荘一般廃棄物最終処分場の災害復旧に必要な経費を追加するものであります。

以上、御報告申し上げました6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議員発案第4号風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定についてであります。この条例案は、風力発電施設の設置及び運用等に係る影響調査について、市が主体となることにより、住みよい環境を維持し、市民等の健康を守ることを目的として提案されたものであります。

審査の過程においては、風力発電施設が与える影響から身を守るためには条例制定が必要である、法律によって事業者が調査を実施するため、あえて市が行う必要はないのではないか、既定の条例を現状に即したものに改定する方法もあるのではないかなど、慎重に討議がなされました。

なお、採決に臨むに当たっては、市民の健康を守るという目的には賛同するが、総合的な判断として、執行するには条文に矛盾や曖昧さがあるため否決すべきとの討論がありました。なお審査の余地があるとして継続審査を望む意見があり、これについて採決した結果、賛成多数で継続審査すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げます。それぞれ陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど、慎重に審査したものであります。

陳情第5号由利本荘市と認定NPO法人芸術と遊び創造協会（東京おもちゃ美術館）との連携協定再締結を求める陳情についてであります。この陳情は、鳥海山木のおもちゃ美術館の運営や発展のため、東京おもちゃ美術館との連携協定の再締結を市に求めるものであります。委員より、地域住民が多世代にわたり交流できる施設であれば、必ずしも連携協定は必要ないのではないかと、本市の関係人口の増加に寄与しており、その成果からも連携は必要である、連携協定の更新を見送ってまだ間もない期間におい

て、現体制の運営に連携協定の再締結が必要だとは判断できないとの討議がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程において、現在、鳥海山木のおもちゃ美術館の運営に努められているスタッフに不安が生じないように、説明等には市も一定の関わりを持って美術館の発展に努められたいとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、継続審査中の陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情であります。委員より、教職員の勤務実態等を踏まえ採択すべきとの意見がありましたが、県が現在検討を進めている段階であり、まだ方向性が示されていない中において、なお慎重に研究すべきと継続審査を望む意見があり、これについて採決した結果、賛成多数で継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例案3件、予算案4件、請願1件及び陳情1件の計9件であります。

審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第141号中小企業金融支援基金条例の制定については、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けた事業者を対象に、利子及び保証料の補給を行う基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第147号地場産業振興施設条例の一部を改正する条例案は、東由利地場産業センターに係る新たな入居事業者を募集するに当たり、市外の事業者も応募できるよう使用の制限を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第148号花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案は、クリーンハイツの食堂及び売店においてテナント事業者による運営を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例案は、いずれも施行日を公布の日からとするものであります。原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。

議案第154号一般会計補正予算（第13号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13、15、16、18及び20款、歳出2、6及び7款であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入13款使用料及び手数料では、本荘マリーナオートキャンプ場開設中止に伴う使用料の減額、15款県支出金では、治山工事費補助金の追加、16款財産収入では、中小企業金融支援基金運用収入の追加であります。

18款繰入金では、中小企業金融支援基金繰入金の追加、20款諸収入では、西目地域の市有林伐採補償費の追加であります。

次に、歳出2款総務費では、プロ・トップリーグ公式戦開催地負担金の減額、6款農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策として、本市出身の県外大学生などへ、ふるさとの農畜産品を送る県外大学生等応援事業及び農作業省力化のための機械導入支援を行う農業者省力化支援事業費補助金の追加のほか、治山事業費における県単局所防災事業費及び森林情報デジタル化推進事業費負担金の追加であります。

7款商工費では、支援金額確定による新型コロナウイルス対策支援金の減額や中小企業特別金融支援事業費における基金積立金及び株式会社フォレスタ鳥海事業運営費補助金の追加であります。

なお、株式会社フォレスタ鳥海の経営状況に関しては、去る8月19日に委員会協議会を開催し、外的要因などによる経営悪化状況にあり、経営改善のため事業運営資金補助金交付の依頼があった旨及び経営改善に向けた県内小中学校修学旅行の誘致やバーベキューハウスオープンなどの新規取組等についての報告を受けたところであります。

以上、御報告申し上げました予算案は、慎重に審査した結果、次の意見を付して原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

株式会社フォレスタ鳥海への運営費補助金については、県有施設であり、財政的支援がないなどの厳しい状況は理解するものの、経営改善の進捗が見られないことは遺憾である。市では、経営が厳しい状況を鑑みて県に要望書を提出し、老朽化した施設の大規模改修及び県外資本を含めた経営に興味を示す事業者のあっせんや情報共有等を要望してきた旨の報告があったが、市としても県と協力し、確実に実行されるよう強く望む。

次に、議案第160号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）は、歳入では、一般会計からの繰入金及び繰越金の追加、歳出では、鳥海高原矢島スキー場の圧雪車及びスノーモービル等の修繕経費の追加であり、歳入歳出それぞれ486万6,000円追加し、総額を1億5,108万円にしようとするものであります。

続いて、議案第164号一般会計補正予算（第14号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15、21款、歳出6、7及び11款であります。7月27日からの大雨災害に伴う復旧費の追加が主なものであります。

歳入15款県支出金では、治山工事費補助金及び林道災害復旧費補助金の追加、21款市債では、林道災害復旧事業債の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、被災した農地・農業用施設災害復旧などに対する補助金や治山事業費における県単局所防災事業費の追加、7款商工費では、空調設備の老朽化に伴う鶴舞温泉運営費修繕料の追加であります。

11款災害復旧費では、被災した林道施設災害復旧に係る経費の追加であります。

なお、案件審査のまとめの際に、委員より、これまでの災害対応について、適切な対応により早期復旧に努めていることは評価するものである。今後も台風等による被害が懸念されるが、市民の安全・安心のため迅速に対応されたいとの発言がありましたことを申し添えます。

続いて、本日追加提案されました議案第165号一般会計補正予算（第15号）でありま

すが、当委員会が審査いたしましたのは、歳入21款、歳出6及び11款であります。9月4日の大雨災害に伴う復旧費の追加が主なものであります。

歳入21款市債では、林道災害復旧事業債の追加、歳出6款農林水産業費では、被災した農地・農業用施設災害復旧などに対する補助金の追加、11款災害復旧費では、被災した林道施設災害復旧に係る経費の追加であります。

以上、御報告申し上げました3件の予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情であります。

請願第2号秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての請願及び陳情第6号秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての陳情であります。これはともに主要農産物種子法の廃止に伴い、優良種子の安定的な生産と普及が阻害される、種子生産の公的支えがなくなる等々の問題が懸念されることから、秋田県主要農作物種子条例を制定することについて、県に対し、意見書の提出を求めるものであります。慎重に審査した結果、請願及び陳情の趣旨を了とし、いずれも全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上が、付託案件に係る審査の概要であります。このほか、当局から、新型コロナウイルス対策支援金給付事業などの実績について報告があり、委員より、新型コロナウイルス対策に関して、各種事業を実施し対策に努めているが、総括しつつ、長期化するコロナ禍の状況の変化を引き続き注視しながら重ねて支援等対策を講じられたい。また、地域経済が停滞していることから、さらなる感染対策を講じつつも地域経済を活性化し、消費喚起を促すためにも、なお一層の施策等を望むとの発言がありましたので御報告いたします。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加になりました案件を含め、契約締結1件、補正予算6件及びその他1件の計8件であります。

審査の結果につきましては、審査報告書のとおりであります。経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第150号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは、東由利地域に配備する除雪ドーザの購入について、指名競争入札の結果、1,958万円でコマツ秋田株式会社由利支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第152号市道路線の認定についてであります。これは本荘地域の開発行為に伴い、薬師堂67号線を新たに認定しようとするものであります。

続いて、補正予算であります。

まず、議案第154号一般会計補正予算（第13号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で14及び21款、歳出で8款であります。

初めに、歳入では、交付額の決定により、14款国庫支出金で、社会資本整備総合交付金を減額し、21款市債で、道路改良事業債を追加するものであります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、主なものとして、8款土木費2項道路橋梁費で、道路維持事業費及び冬季交通等確保事業などの除排雪費を、5項都市計画費では、下水道事業負担金をそれぞれ追加し、同じく6項住宅費では、住宅修繕費を減額するものであります。

次に、議案第161号水道事業会計補正予算（第2号）であります。管理者給料の減額のほか、資本的収入では、予定額を646万9,000円追加し、総額を15億6,339万1,000円にしようとするものであります。

また、補填財源の減債積立金などを減額するものであります。

次に、議案第162号下水道事業会計補正予算（第2号）であります。一番堰周辺の雨水調査を行うため、収益的収入では、雨水処理負担金の予定額を484万円追加し、総額を34億6,842万2,000円に、同じく支出では、緊急対応分の修繕費などの予定額を1,465万7,000円追加し、総額を35億7,456万3,000円にしようとするものであります。

また、停車場栄町線下水道管移設工事管渠実施設計の修正費用の追加及び資本費平準化債の増により、資本的収入では、予定額を2億642万円追加し、総額を29億2,859万8,000円に、同じく支出では、委託料の予定額を321万2,000円追加し、総額を37億8,059万7,000円にしようとするものであります。加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金などを減額するものであります。

次に、議案第163号ガス事業会計補正予算（第2号）であります。管理者給料の減額のため、資本的収入では、予定額を18万3,000円減額し、総額を10億5,665万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第164号一般会計補正予算（第14号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で14及び21款、歳出で8及び11款であります。

歳入では、14款国庫支出金で公共土木施設災害復旧費負担金を、21款市債で公共土木施設災害復旧事業債をそれぞれ追加するものであります。

歳出では、8款土木費5項都市計画費で、本荘公園堀浄化施設ろ過ポンプの取替修繕費用を追加、11款災害復旧費では、7月27日からの豪雨に伴い、その災害復旧に要する費用の追加であります。

最後に、本日追加提出されました議案第165号一般会計補正予算（第15号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で14及び21款、歳出で11款であります。

これは、9月4日からの豪雨に伴い、災害復旧の費用を追加するもので、歳入では、14款国庫支出金で公共土木施設災害復旧費負担金を、21款市債で公共土木施設災害復旧事業債をそれぞれ追加するものであります。

また歳出では、11款災害復旧費で、東由利地域を中心に、道路及び河川53か所に係る復旧費用の追加であります。

以上、御報告申し上げます。8件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

---

○議長（三浦秀雄君） 正午を過ぎましたので、この際、午後1時まで休憩いたします。  
午後 0時02分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び認定・議案・議員発案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思しますので、御了承願います。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、認定第1号一般会計決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、認定第2号国民健康保険特別会計から日程第17、認定第14号松ヶ崎財産区特別会計までの13件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第14号までの13件は、認定されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第18、認定第15号水道事業会計及び日程第19、認定第16号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって認定第15号及び認定第16号の2件は、認定されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第20、議案第141号中小企業金融支援基金条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第141号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第21、議案第142号あゆの森公園条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第142号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第22、議案第143号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第23、議案第144号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第143号及び議案第144号の2件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第24、議案第145号手数料条例の一部を改正する条例案及び日程第25、議案第146号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第145号及び議案第146号の2件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第26、議案第147号地場産業振興施設条例の一部を改正する条例案及び日程第27、議案第148号花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第147号及び議案第148号は、  
原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第28、議案第150号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結につ  
いてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第150号は、原案のとおり可  
決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第29、議案第151号過疎地域自立促進計画の変更についてを  
議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第151号は、原案のとおり可  
決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第30、議案第152号市道路線の認定についてを議題といたし  
ます。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（三浦秀雄君） 日程第31、議案第154号一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

総務、教育民生及び建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきもの、産業経済常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（三浦秀雄君） 日程第32、議案第155号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第34、議案第157号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第155号から議案第157号まで

の3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第35、議案第158号情報センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第36、議案第159号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第37、議案第160号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第38、議案第161号水道事業会計補正予算（第2号）から日程第40、議案第163号ガス事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第161号から議案第163号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第41、議案第164号一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第164号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第42、議案第165号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

総務、産業経済及び建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第165号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第43、請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第44、請願第2号秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって請願第2号は、採択することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第45、陳情第5号由利本荘市と認定NPO法人芸術と遊び創造協会（東京おもちゃ美術館）との連携協定再締結を求める陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本件は、起立採決いたします。  
委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。  
繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（三浦秀雄君） 起立少数であります。よって陳情第5号は、不採択とすることに決定いたしました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第46、陳情第6号秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、請願第2号と同一趣旨であり、請願第2号は、先ほど採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。陳情第6号については、採択とされたものとみなすことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第6号は、採択とされたものとみなします。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第47、継続審査についてを議題といたします。

議員発案第4号風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申出がありました。

継続審査申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番今野英元君。

【5番（今野英元君）登壇】

- 5番（今野英元君） 質疑を行いたいと思います。

先ほど教育民生常任委員会の審査報告書を見ましたけれども、議員発案第4号の条例案についての審査の過程において、委員の方たちから、いろいろな意見が出て、それがきちんと網羅されている。非常に今までよりは丁寧な報告書ではないかと思っています。

そのことを踏まえまして、二、三、質疑をしたいと思います。

9月7日、教育民生常任委員会で、生活環境課の議案審査終了後、その他ということで、議員発案第4号由利本荘市風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定について

て、生活環境課の職員の発言があったということが分かりました。これは、どのような経過で発言の機会を職員が得ることができたのか。また、発言の内容は、どのようなものであったか、まず第1点、伺いたいと思います。

第2点であります。9月8日に、生活環境課から議員発案第4号についての、省略しますけれども、環境調査に関する意見が提出されています。以降、意見書と言います。これは生活環境課からの意見ということでもありますので、市当局の意見と捉えられると思いますけれども、どのような経緯から常任委員会に提出されたのか伺います。

また、教育民生常任委員会の委員全員には、配付されているわけですが、この意見書は公文書だと思いますけれども、委員長の見解を伺うものであります。

この意見書では、議員発案第4号の本条例案を明確に否定しております。例えば、この文書であります。予防原則に関して、予防原則を主張する人は、政策や行動を起こすことができないなら、事業を実施することはできないという解釈をし、主張するという事で、予防原則論者という言い方をしていますし、最も問題と思われる点は、これは4枚の意見書なんですけれども、こうあるんです。

各条文の矛盾は、ほかにもありますが、結論としては、条例本文の文言や定義、また、構成そのものに根本的な欠陥や問題があるため、このままの条文で議会が条例案を可決されても、執行部としては具体的に執行できる内容ではないことから執行はできません、こう言っているんです。

ある意味非常に分かりやすい意見だと思うんですけれども、9月8日の段階で、こういう文書が出されて、次の日の9月9日には、審査、まとめが行われます。審査、まとめの前に、このような文書を出すこと自体、非常に大きな問題があるのではないのでしょうか。

3点目であります。9月9日の教育民生常任委員会の審査、まとめの前に、当局から、このような意見書が提出されるということは、これは市議会に対しての当局の介入になるのではないかと。委員長の見解をお聞きしたいと思います。

また、審査での討議の中で、この意見書の内容と重複するような発言があります。このような政治的な手法、つまり事前に市の考え方、意向を議員に伝えることによって、議員間の審査、まとめに関与、介入するという政治手法、これは、昔、随分いろんな各地方議会で、似たようなことが当局によってやられてきた例があります。

議会の中で政策をめぐって意見が対立した場合に、市当局が多数派を形成するために、そういう議員に市側の文書を渡して、それで多数派形成を行ったという例が多々ありますけれども、このような手法が、まだ使われているということに関して、非常に私は危惧を覚えるものであります。

以上、3点に関しまして、委員長の御回答を求めます。

○議長（三浦秀雄君） 教育民生常任委員長の答弁を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） ただいまの今野議員の質疑にお答えいたします。

まず初めに、市当局から情報提供をいただいた経緯についてです。

本条例案の審査においては、議員発案による条例であることを重く受け止めて、まずは議員間討議を十分に行いたいと考えて、当初は、本委員会としては、市当局からの情

報提供は求めておりませんでした。しかし、市当局から条例案についての発言の許可を求められましたので、その発言を許可した上で当局の見解を伺った次第であります。

なお、2つ目、3つ目の質疑に関係してきますけれども、市当局の見解は、あくまでも審査における資料として取り扱わせていただきました。また、審査においては、今定例会初日の渡部功議員の質疑に対しての今野英元議員の答弁資料も、併せて御提出いただきました。双方の資料を審査の資料として目を通す時間を設けて取り扱わせていただきましたので、このことも併せて御報告いたします。

ということですので、当局からありました資料の取扱いとしましては、本委員会では、公文書というよりは審査資料として扱わせていただきました。

3つ目です。市議会に介入ということですがけれども、先ほどから申しておるとおり、あくまでも審査の資料として、この資料を扱わせていただいておりますので、実際に審査の過程におきましても、この資料に偏った発言、偏った討議はなされていなかったのではないかなと私は考えております。

ただ、それぞれの立場において、市当局の意見を参考にする場面もあったかもしれませんが、逆に、英元議員の資料を参考にしての発言もあったということを申し添えておきたいと思います。

○議長（三浦秀雄君） 5番今野英元君、再質疑ありませんか。

【5番（今野英元君）登壇】

○5番（今野英元君） 今の小松委員長の御回答、一つ不思議に思うのは、委員会に資料として出されようが、市当局が出してきた意見書というのは公文書じゃないんでしょうか。しかも、これは9月7日に口頭で説明して、次の日に、こういう4枚物で、結構これは長文なんです。読むのに非常に理解度が必要です。審査、まとめの前に出されるというのは、資料としてでも、これは、やはり行き過ぎじゃないでしょうか。私、関与、介入という言葉を使いましたが、これは議会に対してのやっぱり関与、介入なんです。こういうことがまかり通ると、議員間同士での討議などというのは、もう必要なくなってくるんです。多数派を形成したほうが早いわけですから。

これ、市当局に、私、今日は質疑できませんが、後で聞く機会があると思うんですけども——市のほうでも審議、まとめの前に、何の問題もなく資料として提出したのであれば、出すということは、やっぱり問題なんです。何の疑いもしないで出すということに問題があるとは思いませんか。すみません、もう一回聞きます。

○議長（三浦秀雄君） 12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 再度の質疑にお答えします。

先ほども審査の過程についてお話しいたしましたが、まず一つは、最初に情報提供の要望があったのは市当局からです。口頭で説明を受けました。口頭で説明を受けたことを受けまして、委員会の委員とも相談をし、審査のまとめの際の資料として紙媒体で頂きたいということを委員会のほうから要望したということです。

また、今野議員と、渡部功議員との質疑の資料も同じように、まとめの段階の資料として扱わせていただきたいということで、同じような意味での資料として、お願いして出していただいたという経緯があります。そこを、御理解いただければと思います。

○議長（三浦秀雄君） 5番今野英元君、再々質疑ありませんか。

【5番（今野英元君）登壇】

○5番（今野英元君） しつこくて、すみません。資料であろうが、この文書を読んでも、市の考え方がきっちり明確に意向として出されています。こういう文書が出てくること自体が、非常に私は珍しいと思います。メモ書き程度や箇条書き程度で、出される場合がよくありますけども、これはきちんと成文化されていて、意思がはっきりしているんです。

これは渡っていますので、事前に読んだ方は、やっぱり市は、こういう考え方でいるんだなというのが分かるということになるんです。

市当局が、こういう文書を、審査、まとめの前に出すということに何の抵抗感もなかったということが一番、私は大きいことだと思っています。そのことに教育民生常任委員会の中でも気づかなかった。こういう文書が常に出てくるようであれば、議員間討議などということは、本当に死語に近いようになると思うんですけども、いかがですか。

○議長（三浦秀雄君） 12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 再度の答弁になります。大歓迎です。

今野議員のおっしゃるところは、御指摘あるかもしれませんが、先ほども申しましたように、内容は内容として、あくまでも委員会としては、資料として扱わせていただきました。ですから、それに偏った判断ということにはなかったということ、また、もっと議員間の討議を深めたいという意味での継続審査という審査結果です。

ですから、御推察されているようなところは、私は、委員会内ではなかったのではないかと考えております。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、5番今野英元君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長の申出のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（三浦秀雄君） 起立多数であります。よって議員発案第4号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第48、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申出がありました。

継続審査申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長の申出のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（三浦秀雄君） 起立多数であります。よって継続審査中の陳情第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第49、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第5号を上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

○13番（伊藤順男君） 議員発案第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてであります。地方自治法第112条及び市議会会議規則の規定により、本議員発案については私から提案をさせていただきます。

上述のコロナ禍における地方税財源の確保を求める意見書案についてであります。コロナ禍により、戦後最大と言われる経済危機を招いている状況にあり、国や県は言うに及ばず、本市においても経済活動の停滞がより懸念される状況下にあります。

その影響は、本市の基幹税である固定資産税や住民税の減収等、本年は言うに及ばず令和3年度、さらには、その後まで糸を引く可能性が大であり予断を許さない状況と考えます。

さて、私どもの市はもとより、基礎的自治体の存在意義の第一は、そこに住む住民の基本的な生活を支えるためのサービス提供にあります。端的に言いますと、そのことが義務と言っても過言ではありません。

そうした義務を果たす上では、安定的な財政運営に必要な地方税や、地方交付税等の財源確保が基本となります。いわゆる一般財源なくして自治を語るができないところであります。

そこで、国における令和3年度地方財政対策及び地方税制改正においては、地方交付税などの一般財源総額の確保や、市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税等の根幹に影響する制度の見直しは断じて行わないことなど、議員各位には既に配付のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、議員発案第5号の説明といたします。

○議長（三浦秀雄君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第5号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第50、議員発案第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第51、第三セクターに係る調査特別委員会の中間報告を議題といたします。

第三セクターに係る調査特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたい旨の申出がありますので、これを許可します。

第三セクターに係る調査特別委員長の報告を求めます。14番長沼久利君。

【第三セクターに係る調査特別委員長（長沼久利君）登壇】

○第三セクターに係る調査特別委員長（長沼久利君） 第三セクターに係る調査特別委員会の前期調査活動と、その結果について、中間報告として御報告申し上げます。

本市における第三セクターは、市の行政目的である住民の暮らしを支える事業を効果的かつ効率的に達成するために設立された法人であり、行政が有している公共性、民間が有している効率性、機動性、双方の利点を共有することで、住民福祉向上に資するため設立されたものであります。

その法人の多くは、平成17年3月の1市7町、合併前の各市町の行政主導の下に設立された経緯があり、現在に至っています。

この住民の暮らしを支える事業を行うため設立した第三セクターは、地域振興等に係る重要な役割を担う一方で、少子高齢化の進展による人口減少や社会経済環境の変化に伴い、各施設の設置条例にうたわれた当初目的の観光により交流人口を増やし、にぎわいの創出、温泉活用による住民福祉の向上とコミュニティー活動の活性化、地場製品の加工製造と併せて直売による1次産業の活性化などにおいて一定の成果を上げてきたものの、その中には、赤字決算の常態化により債務超過に陥り、市がその赤字補填のため運営補助金等の支援をしても、なおかつ自転車操業状態のものもあります。

加えて、このコロナ禍から新しい生活様式への移行が進むことにより、さらに厳しい経営環境が想定されます。

さて、市は、平成23年には中小企業診断士による経営診断調査を実施し、また平成30年には官民10名からなる第三セクターのあり方検討委員会を設置し、専門的見地からの調査や分析を通して、法人経営の課題解決等の助言を受けてきました。

しかし、各第三セクターの抱えている経営課題が、10年前の中小企業経営診断士の指摘事項以上に厳しい経営を余儀なくされているのが現状です。

この要因としては、少子高齢化の進展による人口減少、併せて建物の規模や設備等に過大感が出てきたこと。また、同種の事業が各地域に設立されたことによる地域間における交流人口の減少。さらに最大株主である市が、法人経営に対し有効な改善策や方針等について明確さを欠いていたことが挙げられます。

これに対し議会も、公益性の視点から補助金や貸付金などの支援を認めてきた経緯もあるなど、これら第三セクターに係る諸課題を先送りにしてきたことが、さらなる経営悪化の要因と受け止めています。

このようなことから、議会としては、令和2年6月30日の臨時議会において7名の委員による第三セクターに係る調査特別委員会を設置し、第三セクターの自主性を最大限引き出すをテーマに調査検討を行うことにしました。

特に行政の守備範囲の見直しの観点においては、行政はどこまで何をすべきか、分野はどこまでか、などについて限界をはっきりさせよう、見直そう。また、スクラップ・アンド・ビルドの観点においては、時代の変化に応じて、既に役割を終えた事業や補助金を切り、代わりに新しい時代に必要な事業に入れ替えるを副テーマに掲げ、事業の必要性と市民ニーズ、第三セクターとしての妥当性・有効性について、各第三セクターの事業ごとに経営状況等を把握、各事業の課題と将来性の分析を行いました。

さらに、各指定管理の基本要素となる各施設の設置条例の意義等の検討と、併せて県や合併前の1市7町の申合わせ状況の精査を含め、大所高所から当特別委員会としての意見を取りまとめ、また市の第三セクターに対する関与方針についての提言も盛り込んだところであります。

市当局においては、本報告の提言内容を御賢察の上、第三セクターの自主性を最大限引き出すための体制整備に取り組むことを望みます。

なお、このたびの中間報告は、6月から9月までの前期調査活動分として、株式会社岩城、株式会社大内町交流センター、株式会社黄桜の里、株式会社フォレストア島の4社について報告を行うものであります。

初めに、第三セクター全般に係る共通事項についての提言であります。

(1) 指定管理の基本要素である設置条例の見直しについて。

①指定管理者制度においては、施設の設置の根拠、管理の方法については、自治体の条例に基づいて行うとされておりますが、条例の制定時と現況の事業等にそごが生じているものもあることから、設立の意義等に立ち返り条例を見直しすること。

②第三セクター設立の趣旨である住民の暮らしを支える事業を、効果的かつ効率的に達成する目的や、地域振興等の観点において、より柔軟な発想で条例の趣旨の達成が求められることから、民間でできるものは民間での原則に従い、譲渡等により活性化を図ること。

(2) 指定管理料等の見える化、ガイドラインの制定について。

指定管理は、公共性・公益性において住民福祉の向上が基本であり、その施設の維持管理及び運営を主たる目的が原点ですが、実際には公共性・公益性など条例の趣旨を超え、民間事業と同種の事業経営を行っているのが実態であり、その境が見えない状況にあります。

この事業形態が、委託者である市と受託者である事業者双方の責任の所在を曖昧にし、緊張感に欠ける一要因であることから、責任の所在を明らかにし、事業発展に資するために、次の8つの点を踏まえたガイドラインの制定を求めるものです。

①市は最大株主として、事業者自らが経営努力を使命とし、その手腕を発揮させるようにするために、事業者のやる気・意欲・目的意識を堅持し継続させることが、事業者にとっての適正な利益につながることを基本的な考え方とする。

②第三セクターの経営責任者は原則常勤とし、民間の経営ノウハウを有し、結果、責任を含め経営に関する全体的な責任を負うことのできる人材を登用する。また、経営規模に見合った必要最小限の人員で業務を行うとともに、職員の人材育成の充実を図り、シンプルで有機的な組織形態になるよう支援を図る。

③指定管理者制度をさらに活性化させるには、企業は利益を上げて社会に貢献することが基本との観点から、社内留保については、市民の満足度を高めることを原則に許容するとともに指定管理料の見える化を図る。

④水道光熱費については、地域の気候や施設規模、社会経済環境の変化等による影響が大きいことから、指定管理料に占める光熱水費を精算制にすることを検討する。

⑤指定管理業務の収支を明確に把握する意味で、利益と一般管理費、間接経費の明確な資料を作成し、前述④の影響回避に努めることを条件に、補助金、委託料、指定管理料等を問わず、事業者の財政負担の適正化を図ることを明記する。

⑥第三セクターによっては、公共性・公益性の趣旨を超え、民間企業と同種の経営形態もあり、条例の趣旨に従い柔軟な発想で、達成可能な事業等については民間ができるものは民間にの原則に従い、自立経営や譲渡等により活性化を図ることを基本的考え方とする。

⑦地域経済全体に影響を及ぼす新型コロナ禍等の非常事態においては、その経営実態の把握に努めるとともに、逼迫する事業への支援は、市民生活を支えるという第三セクターの設置意義に係る事業を念頭に十分に精査して行うこと。

⑧第三セクターの経営責任の重要な部分は、実態として市が負うことになることから、事業の解散等に係る重要な手続についても明記すること。

(3) ワンストップによる支援体制の強化について。

現在、第三セクターに係る市の所管は、総務部、農林水産部、商工観光部及び各総合支所となっています。市の行政目的である住民の暮らしを支える事業を、効果的かつ効率的に達成するために設立された法人の最も重要視すべきことは迅速な経営判断です。これに対応するために、指定管理を行っている施設の修繕への対応や経営に係る報告・連絡・相談等を受ける市の窓口をワンストップ化し、支援体制を整備すること。

(4) 委託業務の見直しについて。

第三セクターに委託業務を追加する手法が散見され、住民の暮らしを支える事業の意義が雇用対策へと変わり、そのことが目的化されている感がします。また、業務の煩雑

化により経営の一体性に欠けるなどの弊害もあり、委託業務等の見直しを検討すること。

(5) 取締役会の充実と人材育成について。

第三セクターは、行政が有している公共性と民間が有している効率性・機動性、双方の利点を共有することで住民福祉の向上に資するために設立された法人ですが、責任ある経営者の不在により、企業としての使命である研さんや情報収集、人材育成等の企業努力の低下が散見されます。このことから、市は最大株主として取締役会と連携し、機能充実や人材育成に努めること。

次に、前期審査対象第三セクター4社についての提言であります。

(1) 株式会社岩城について。

平成26年、株式会社天鷲ワインを存続会社に、株式会社岩城アイランドパークと、株式会社史跡保存伝承の里天鷲村を統合し、これにより経営基盤の強化を図るとして、株式会社岩城を設立、今日に至っています。

しかしながら、令和元年度の経営状況報告書によると、流動資産の現金・預金が少なく、流動負債の未払金、短期借入金が多いことなどから、厳しい資金繰り環境にあると推察されます。

その要因は、ワイン事業の大幅な赤字と天鷲村事業における食堂部門等の苦戦、加えて、全事業の光熱水費5,000万円余りの負担であります。こうした経営状況は、会社設立当初から顕著であり、このときから既に自転車操業状態にあったものであります。

株式会社岩城の経営状況を見た場合、主要3事業であるワイン事業、アイランドパーク事業、天鷲村事業を現状のまま継続することは、各事業の経営責任の所在が曖昧になること。また、事業の多様化に管理が行き届かないこと、さらに各事業に専門職を含めた人材が育っていないことなどから、所期の目的を継続し発展させるためには、それぞれの事業について譲渡、分社化、市の直営が適切と考えられます。

①天鷲ワイン事業について。設置条例にある地域資源の活用等において、地場産プラムによるワイン醸造と、それによる雇用創出や観光振興等を主要テーマとして、今日まで地域振興に寄与してきた功績は大きいものの、設立から35年経過し、ワインを取り巻く環境の変化への対応が求められる現在、事業継続のためには専門性・企画力・営業力や販売網を持つワイン事業に精通した人材が欠かせないとの観点から、天鷲ワインの将来を託せる事業者への譲渡について検討すること。

②アイランドパーク事業について。岩城地域は本市と秋田市との接続点として、また島式漁港や海を活用したレジャーを楽しめることもあり、アイランドパークとしてのポテンシャルを十分備えています。

経営については、レストラン部門に少し厳しい状況が伺えますが、工夫によっては改善が十分可能なこと、また、入浴客数が年間15万人程度を維持していること、売店部門の売上げから推察すると一定の集客力が認められます。

さらに付加価値を高めるためには、テナントや農産品売り場の活性化を含め一体的に運用することで、施設全体への波及効果が期待できることから、アイランドパークは分社化し、事業の成果や責任を明確にすることで単独事業体としての継続を検討すること。

③天鷲村事業について。天鷲郷施設設置条例には、史跡保存や市民の教育・文化・芸術の醸成、観光振興とあり、また天鷲郷の適正かつ円滑な運営を図るため、運営審議会を置くところであるものの、現在はその実績がないことを考慮した場合、施設等の企画運営管理に目が届いていない実態が見受けられます。

このことから、天鷲郷の業務は、市が設置条例に従い適切な資格管理等の下でその効果が発揮できるよう、市の直営を視野に検討をすること。

(2) 株式会社フォレストアウターについて。

県と旧鳥海町が交わした観光宿泊施設（仮称）整備事業に関する覚書には、施設の設置者は県で、旧鳥海町がその管理受託を負うと明記されており、これにより、現在は市が指定管理に対し全責任を負うこととされ、また県は大規模修繕の費用負担はするものの、他の財政支援は行わないとの内容になっています。

こうした中で、ホテル事業は行政代行的な業務でも非営利事業でもないことから、県からの指定管理料は皆無となっています。

また、平成9年の会社設立以来、鳥海観光の拠点として経営努力を重ねてきたものの、旅行や観光客の多様化と少人数化、さらにはスキー客の減少や地域で起きた道路災害復旧の遅れ等の複合的要素も加わり、厳しい経営環境にあります。

市では、こうした複合的な要素等を考慮して、今日まで数回にわたり補助金として経営支援を行ってきましたが、その成果が見えないばかりか、さらに経営悪化の傾向にあります。

あわせて、市には会社設立を主導した道義的責任があり、また一方で会社には経営の責任があります。一民間企業としての観点から経営状態を考察すると、企業としての企画力や営業力不足を行政の情報収集に頼る、いわゆる行政頼みから抜け切れないまま現在に至っている感があり、経営の基本認識を変える必要があります。

令和元年度の経営状況報告書によると、流動資産の現金・預金等より流動負債の未払金等が多く、このことから推察すると資金ショート状態にあり、現況では市の経営支援に対する市民の理解が得られません。

今後の経営計画書とその実践にもよりますが、本宿泊施設においては、鳥海山とその観光を地域内外に発信できる経営が可能な事業者へ託すことを視野に入れ、また雇用を守ることを前提としながら、指定管理の資本に沿って、法人の清算を含め検討すること。

(3) 株式会社大内町交流センターについて。

鉄道の駅、道の駅、市総合体育館、秋田県総合家畜市場、大内ジャンクション等に近接しており、比較的恵まれた地の利を生かし、また地場産の直売所ひまわり会との連携などにより安定した経営をしています。

令和元年度の経営状況報告書においては、赤字決算となり予断は許さないものの、資金繰りは安定している状況にあります。総売上高に対し光熱水費が22%強となっており、直売所ひまわり会との分担の在り方等を含め検討を要すると考えられます。

今後は、少子高齢化の進展やコロナ禍もあり、厳しい経営が推察されますが、将来的には経営基盤をより強化し、自立経営への移行を検討すること。

(4) 株式会社黄桜の里について。

本市において最も人口の少ない東由利地域にあり、年々厳しい経営環境が想定されます。そのことを表しているのが温泉施設の入浴者数で、設立時の12万人台から、現在6万人台へと約半減するなど顕著であります。

また、人口減少に起因すると考えますが、隣接する商業施設では、その核店舗であるAコープ東由利店の撤退が秋田しんせい農協より示され、地域活性化の観点から気の抜けない状況にあります。

そうした中で、令和元年度の経営状況報告書では赤字を計上し、資金繰りの厳しさが増している現況に加え、今後はコロナ禍や少子高齢化のさらなる進展により予断を許さない状況にあります。

また、湯楽里は定住人口や交流人口の割に施設規模が大きいことから、人件費を含む必要経常経費等が経営負担となり、重くのしかかってくる状況が想定されます。

今後、東由利地域の交流拠点であるこの施設を継続していくには、市民が何をこの地域で必要としているか、また企業として経営が成り立つことを前提に選択と集中を視野に入れながら、施設の規模縮小を含め検討すること。

次に、さらなる人口減少を視野に入れた経営基盤の強化についてであります。

本市の人口は、株式会社天鷲ワインの設立された昭和62年には合併前ですが約9万6,000人、それから18年後の株式会社ほっといん鳥海設立時の平成17年には8万9,500人、令和2年7月31日現在で7万5,400人と、30年余りで2万人以上の人口が減少し、その約9割が市周辺部での減少となっています。

また、周辺部ほど老年人口の構成比が高く、令和2年7月31日現在の本荘地域の32.5%に対し、周辺部の7地域の平均は43.3%余りと、約10ポイント高い数値を示しています。この傾向により、市の中心部から遠距離にある温泉施設や宿泊施設を抱えた第三セクターが厳しい経営を余儀なくされていることが伺えます。

このことから、少子高齢化等の進展を踏まえた施設規模の在り方については、事業継続の観点から、適切な経営規模の集約を図ることが重要です。

これらからしても、現行の施設を全て維持することは全てを失うとの観点も含め、同類事業の集約化等を基本に3つの点を主眼として、経営基盤の強化を図ることが肝要です。

(1) 各地域の事業継続の観点から、人口規模や交流人口に見合った経営へ、選択と集中を図る。

(2) 温泉施設の入浴者が設立時より半減している施設もあり、適正な規模に集約する。

(3) 近隣同業種の経営統合等により財政基盤等の強化、また、自立経営化を図る。

最後に、秋田県や合併前の旧町との申合わせ事項等についてであります。

旧鳥海町が県と交わした覚書では、市が指定管理者に対し全責任を負うこととなっています。しかしながら、ホテルフォレスト鳥海は、オープンから25年を経過、合併からも15年経過しており、経済と経営環境の変化も踏まえ、事業継続の在り方について、新たな視点で県と申合わせ等を協議する必要があることから、地域経済状況や現行の施設条例等との整合性を含め、見直しを検討すること。

以上が、当特別委員会の前期調査活動の概要であります。

本報告が、より市民福祉向上に寄与することを願うとともに、当特別委員会の調査に御協力をいただいた関係各位に厚く御礼を申し上げ、中間報告といたします。

○議長（三浦秀雄君） これより、中間報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、第三セクターに係る調査特別委員会中間報告を終結いたします。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時24分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました請願第1号に係る委員会発案第3号及び請願第2号に係る委員会発案第4号の2件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件を、日程に追加することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第52、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件については質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第53、委員会発案第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第54、委員会発案第4号、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る8月27日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和2年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時29分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長            三 浦 秀 雄

議 員            佐 藤        勇

議 員            湊        貴 信